

前橋市オンラインアンテナショップ運営委託業務 基本仕様書

1 事業名

前橋市 WEB アンテナショップ運営委託事業

2 目的

前橋市公式アンテナショップを開設し、市内事業者にECサイトを体験してもらい、新規出店にチャレンジする事業者を増やしていくことで、販路拡大及び地域経済の活性化につなげることを目的とする。

3 業務委託期間

委託契約締結から令和7年3月31日まで

4 業務委託概要

- (1) オンラインアンテナショップの出店・開設
- (2) オンラインアンテナショップサイト運営
- (3) 事業周知への協力
- (4) 事業改善（参加者への伴走支援）
- (5) 販売実績の報告
- (6) その他、オンラインアンテナショップの運営に必要な業務

なお、記載されている業務の他に独自の企画提案があった場合は加算評価する。

5 業務内容

業務分担は、別紙1を基本とし、委託業務に係る業務内容については、次の(1)から(5)のとおりとする。ただし、プロポーザルの提案による変更も可とする。

(1) オンラインアンテナショップの出店・開設

- ・ オンラインアンテナショップの出店については、前橋市内地場産品（前橋市内で生産又は製造された農林水産物及び加工品等）の販売に適したECモールの選定など、出店場所の選定及びECサイト制作(サイトデザイン、基本設計、各種設定など)を行う。

(2) オンラインアンテナショップサイト運営

- ・ 参加希望事業者からの商品登録にあたっては、商品の訴求力を高め、売上向上につながるような商品構成の支援を行うこと。

- ・ 商品登録に必要な写真素材の撮影などについては、参加希望事業者と調整のうえ対応すること。
- ・ オンラインアンテナショップ内の登録商品については金額及び在庫状況について表示・管理すること。
- ・ オンラインアンテナショップで受注した際は、参加事業者へ当該受注内容について、随時、電子メール等にて通知すること。
- ・ 受託者は、参加事業者から発送方法、発送予定日、到着予定日等の発送管理に必要な情報を受けるものとする。
- ・ オンラインアンテナショップの運営事務局及び問い合わせ窓口を設置し、消費者及び参加事業者からの問合せ及びクレーム等に対応すること
- ・ 参加事業者の募集については、上記要件及び基準に加え、販売代行事業者及び販売代行手数料等の取引条件を明示のうえ募集すること
- ・ 販売商品の価格は、参加事業者と協議の上、決定すること
- ・ 公平・公益性をもって事業者・商品を掲載すること
- ・ オンラインアンテナショップで販売する品目について、以下の要件を満たす地場産品とすること。

【参加事業者の要件】

- ① 製造もしくは加工の最終工程が市内で行われたもの又は市内の業者が企画し、市内産の主原材料を使用して製造されたもの
- ② 発注への対応（商品梱包、一定期間内の発送、問合せ等）が可能であること
- ③ 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること
- ④ 販売価格は、製造原価及び一般消費者の立場から納得のいく合理的かつ妥当なものであること
- ⑤ 食品衛生法、食品表示法等、その他関係法令に定める規定に違反していないこと

(3) 事業周知への協力

- ・ オンラインアンテナショップの利用者増加につながる情報発信について、ホームページや SNS 等を活用して、全国の多くの消費者へ効果的な方法により行うこと。

(4) 事業改善（参加者への伴走支援）

- ・ 参加事業者の EC 事業への知識向上に寄与するアドバイスを積極的にすること
- ・ 売上につなげるための知見を活かした工夫があれば、提案すること

(5) 販売実績の報告

- ・ 売上の動向を把握するため、前橋市からの求めに応じて、随時販売実績等を報告すること

- ・ 販売状況、顧客属性の分析やターゲットの絞り込み等、売上目標の達成に向けた事業改善について、概ね1ヶ月に1回程度を目安に、前橋市と協議した上で実施すること
- ・ 事業終了後に提出する業務完了報告書には、上記報告内容に加え、購入者と購入商品の傾向等を記載した報告書を提出すること
- ・ 前橋市は、上記報告書ほか受託者から受領した提出物を、本委託業務に関与する職員の範囲でのみ使用し、第三者（参加事業者を含む）に開示しないものとする。ただし、参加事業者毎の販売実績を含む個人・法人情報に関するものを除き、この限りではない。なお店舗運営で得られた販売関連データは、前橋市及び参加事業者に定期的にフィードバックすること

(6) その他、アンテナショップの運営に必要な業務

- ・ 契約締結後、業務予定表及び業務責任者の届出書を前橋市に速やかに提出すること
- ・ 本業務における月次報告書及び業務完了報告書（以下「成果品」とする）についての著作権、版権等は前橋市に帰属する。
- ・ 納品データに関する著作権等の権利は前橋市に帰属するよう整理すること
- ・ 受託者は、前橋市が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする
- ・ 受託者は、成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること
- ・ 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること

6 業務の体制

- (1) 受託者は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行を総括する総括責任者を定め、ウェブサイトの制作・運営に精通する職員を配慮する。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、月1度程度、進捗状況の報告を行うこと。また、前橋市が必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、いつでも受託者に対し報告を求めることができる。
- (4) 受託者は、委託期間を通じて、前橋市と緊密な連携、調整を図り、必要に応じて開発担当者が打ち合わせに参加するなど、業務遂行がスムーズに行われるように配慮すること。また、業務にかかる会議、打ち合わせなどを行った際には、記録簿を作成し、

相互に確認すること。

7 秘密の保持

- (1) 本業務に関し、受託者から前橋市に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が前橋市から受領又は閲覧した資料等は前橋市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。これは委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守しなければならない。

8 再委託の制限

業務の再委託については原則禁止とする。ただし、業務の遂行上やむを得ない場合に限り、事前に再委託が必要な理由を明らかにし、前橋市の承諾を得るものとした場合はこの限りではない。

9 実績報告

(1) 月次報告書等の提出

オンラインアンテナショップでの参加事業者及び売上月次報告書を作成し、翌月10日までに提出すること。

(2) 業務完了報告書の提出

本事業が完了したときは、業務完了報告書(決算、参加事業者及び商品ごとの売上集計、分析結果、購入者や参加事業者からの声(感想・意見)、事業成果が確認で来る書類等)を作成し、前橋市が指定する期日までに提出すること。

10 その他

- (1) 業務の進行上疑義が生じた場合には、担当者へ随時報告、相談することとする。
- (2) 業務の状況等に関する報告は、前橋市が必要とする場合、速やかに行うこと。
- (3) その他、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については前橋市と協議して決定するものとする。

11 お問い合わせ先

前橋市産業經濟部 産業政策課 産業政策・経済対策係
電話 027-898-6983

【別紙 1】

業務分担

		前橋市	受託者	参加事業者	出品者から受託者へ費用が発生
	前橋市選定	◎			
	参加事業者の募集	◎	○		
出店開設	出品説明会	○	○	○	
	出品者審査	○		○	
	商品ヒアリング		○	○	
	商品コンセプト作成		○	○	
	商品画像・撮影		○	○	
	サイト作成		◎		
	サイト設定		◎		
	サイト開設		◎		
サイト運営	問い合わせ対応		◎	○	
	受注管理・発送依頼		◎		
	受注確認・梱包			◎	
	商品発送・伝票連絡			◎	
	出荷連絡・メール		◎		
	商品決済		○	○	○
	市からの委託料の範囲と別途費用については出品者に説明を行ってください				
	レビュー対応		◎		
	クレーム対応		◎	○	
事業周知	サイト PR	○	◎		
	キャンペーン・広報		◎		

◎：主に対応するもの ○：関連して対応するもの